

一戸町成年後見人養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等の権利を擁護する成年後見人を養成し、その活動を支援する一戸町成年後見人養成事業（以下「養成事業」という。）を実施することにより、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人 第7条の規定による登録を受けた者をいう。
- (2) 後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 後見等 民法の規定により後見人等として行う後見、保佐及び補助の業務をいう。
- (4) 専門職 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士その他の専門職に就く者をいう。

(実施主体)

第3条 この養成事業の実施主体は、一戸町とする。

- 2 町長は、養成事業の運営を適切な事業運営ができると認められる事業者に委託して実施することができる。

(事業内容)

第4条 養成事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 成年後見人の養成に関すること。
- (2) 成年後見人の登録・管理に関すること。
- (3) その他養成事業の推進に関し、町長が必要と認めること。

(養成研修)

第5条 後見等を行うために必要な知識等を身につけるために実施する養成研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎講座 成年後見制度、高齢者福祉、障害者福祉、関係法令等についての講義を受講することをいう。
- (2) 実務講座 専門職が後見人等として後見等を行う案件について、当該後見人等の指導及び監督のもと、実地研修を行うことをいう。

(受講者)

第6条 養成研修を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢25歳以上であること。
- (2) 社会貢献に対する意欲と熱意があること。
- (3) 福祉への理解と熱意があること。
- (4) 心身ともに健康であること。
- (5) 原則として養成研修のすべての課程を受講できる見込みがあること。
- (6) 成年後見人として活動する意思があること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者

イ 民法第20条に規定する制限行為能力者

ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項規定により被成年後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者

- 2 町長は、前項に該当する者から養成研修受講の申請があった場合は、申請者のうちから適当と認められる者を選考し、受講者として決定する。

(登録)

第7条 町長は、受講者がその課程の全てを修了したときは、当該受講者に対し修了証を交付し、成年後見人として後見等を行うことへの意思確認を行ったうえで、成年後見人候補者登録台帳を作成し、管理するものとする。

(守秘義務)

第8条 養成事業に関係した者は、正当な理由なく、その事業実施上知り得た個人情報等を他にもらしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。